

(2) 東広島運動公園

施設名	施設の区分	単位	使用料の額			
			専用使用		個人使用	
体育館	メインアリーナ	1時間	基準照度	全面	4,940円	児童 50円 生徒 50円 学生 100円 一般 100円
		当たり	照度	全面	5,910円	
			1,000 lx			
			照度	全面	7,400円	
			1,500 lx			
	サブアリーナ	1時間	基準照度	全面	1,640円	
		当たり		2分の1面	820円	
			照度	全面	1,950円	
			700 lx	2分の1面	970円	
	武道場	1時間	全面		1,640円	
		当たり	2分の1面		820円	
	トレーニングルーム	1時間				児童 100円
		当たり				生徒 220円
		1時間				学生 320円
		1時間				一般 440円
	会議室	1時間	1室につき		440円	
		当たり	2分の1室につき		220円	
	附属設備	1回当たり	規則で定める額			
陸上	トラック	1時間	全面		2,340円	

競技場	及び	り				
	フィールド	1回当たり			児童 100円 生徒 100円 学生 220円 一般 220円	
	会議室	1時間	1室につき	440円		
		2分の1室につき	220円			
	附属設備	1回当たり	規則で定める額			
多目的広場	グラウンド	1時間	全面	440円		
		2分の1面	220円			
		1回当たり			児童 50円 生徒 50円 学生 100円 一般 100円	
		照明灯	1時間	1基につき	190円	
			1回当たり			
	附属設備	1回当たり	規則で定める額			
	ゲートボール場	1時間	2面	200円		
		1面	100円			

		り			
グ ラ ウ ン ド ・ゴ	グラ ウン ド	1回当 たり	1コースにつき	15,000円	
		1回当 たり			児童 200円 生徒 200円 学生 400円 一般 400円
ル フ 場	附属 設備	1回当 たり	規則で定める額		
フ ッ ト サ ル コ ー ト	フッ トサ ルコ ー ト	1時間 当た り	1面につき	児童 610円 生徒 610円 学生 1,230 円 一般 1,230 円	
一 ト	附属 設備	1回当 たり	規則で定める額		
テ ニ ス コ ー ト	屋外 テニ スコ ー ト	1時間 当た り	1面につき	児童 260 円 生徒 260 円 学生 520 円 一般 520 円	
	屋内 テニ	1時間 当た	1面につき	児童 520 円	

	スコ ート	り			生徒 520 円 学生 1,040 円 一般 1,040 円	
	屋内 テニ スコ ート 照明 灯	1時間 当た り	1面につき		410円	
	クラ ブハ ウス ホー ル	1時間 当た り			440円	
	附属 設備	1回当 たり	規則で定める額			
野 球 場	グラ ウン ド	1時間 当た り	入場料を徴 収しないと き	アマチュア スポーツに 使用する場 合	2,510円	
				アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	25,100円	
				入場料を徴	アマチュア 7,530円	

		収するとき	スポーツに 使用する場 合		
			アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	125,500円	
スコ アボ ード	1時間 当た り			1,570円	
照明 灯	1時間 当た り	アマチュア スポーツに 使用する場 合	全灯	24,000円	
			約50%点灯	12,500円	
			約40%点灯	10,400円	
			約20%点灯	6,280円	
		アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	全灯	120,400円	
			約50%点灯	62,800円	
			約40%点灯	52,300円	
			約20%点灯	31,400円	
本部 席・役 員室 等	1時間 当た り	1室につき		170円	
会議 室	1時間 当た り	1室につき		440円	
附属 設備	1回当 たり	規則で定める額			
野球練習	1時間	全面		200円	

場	当 た り			
	1回 当 た り			児童 50円 生徒 50円 学生 100円 一般 100円

備考

- 1 陸上競技場のトラック及びフィールドを使用する場合において、専用使用にあつてはメインスタンドの諸室(会議室を除く。)の使用、個人使用にあつては更衣室の使用を含む。
- 2 冷暖房を使用するときは、1時間ごとに次のとおり加算する。
 - (1) 冷房使用のとき 使用料の額(体育館のメインアリーナ及びサブアリーナにあつては基準照度の全面の使用料の額、陸上競技場のトラック及びフィールド(専用使用に限る。)にあつては諸室(会議室及び更衣室を除く。)の使用1室につき440円、野球場(専用使用に限る。)にあつては本部席・役員室等(シャワー室を除く。)の使用1室につき440円)の3割に相当する額
 - (2) 暖房使用のとき 使用料の額(体育館のメインアリーナ及びサブアリーナにあつては基準照度の全面の使用料の額、陸上競技場のトラック及びフィールド(専用使用に限る。)にあつては諸室(会議室及び更衣室を除く。)の使用1室につき440円、野球場(専用使用に限る。)にあつては本部席・役員室等(シャワー室を除く。)の使用1室につき440円)の2割に相当する額
- 3 使用時間を超えて施設を使用する場合は、1時間ごとにその使用料の額を加算する。この場合において、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算する。
- 4 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 5 商品の広告、宣伝又は販売その他の営利を目的(以下「営利目的」という。)とする施設(附属設備並びに野球場のグラウンド、スコアボード及び照明灯を除く。次項において同じ。)の使用の場合は、使用料の額の5倍に相当する額とする。

- 6 営利目的としない施設の使用で入場料等を徴収する場合は、使用料の額の3倍に相当する額とする。
- 7 市外居住者の施設(附属設備を除く。)の使用の場合は、使用料の額の3割に相当する額を加算する。
- 8 冷暖房及び市外居住者の使用の場合に加算する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 9 フットサルコート及びテニスコートを使用する場合において、児童又は生徒と学生又は一般とが共同して使用するときの使用料の額は、学生又は一般が使用するときの使用料の額とする。
- 10 野球場の「本部席・役員室等」とは、本部席・役員室、放送室・記録室、審判室、記者室、医務室、クラブ室、グラウンドキーパー室又はシャワー室をいう。
- 11 体育館メインアリーナの一部を専用使用する場合は、使用料の額に当該専用使用する面積の割合を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。